

## 令和7年度川口市若年者定住就労促進家賃補助金 補助対象期間について

令和6年10月から令和7年9月に採用された（勤務先の変更含む）方の補助対象期間は、以下のとおりです。

なお、勤務先を変更した方は、補助金申請時の勤務先での在籍期間のみが対象となります。

### ○令和6年10月から令和7年8月に採用された方

| 採用日     | 補助対象期間            |
|---------|-------------------|
| 毎月の1日   | 採用された月から令和7年9月まで  |
| 毎月の2日以降 | 採用された翌月から令和7年9月まで |

（例） 令和6年10月1日採用 ⇒ 令和6年10月～令和7年9月までの12ヶ月が補助対象

令和6年10月2日採用 ⇒ 令和6年11月～令和7年9月までの11ヶ月が補助対象

### ○令和7年9月に採用された方

| 採用日    | 補助対象期間        |
|--------|---------------|
| 9月1日   | 令和7年9月のみ（1か月） |
| 9月2日以降 | 今年度の申請不可（対象外） |